

令和6年度整備 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の審査基準

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の 適格性	1	開設の動機、熱意(運営理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、地域密着型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業についての深い知識と十分な理解がある。 ・介護サービス事業の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を選んだ理由を的確に語ることができる。 ・代表者から意見、考えが示されること。
	2	事業運営の基本方針が適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のケアマネジャーや主治医など、居宅介護支援事業者その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。 ・「介護・医療連携推進会議」の開催や構成員について具体的な計画があること。
	4	代表者及び管理者(予定者)は適格性を欠く者でないか	<p>(代表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適格者でないこと。 ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること、または保健医療サービスまたは福祉サービス事業の経営に携わった経験を有する者であることが望ましい。 ・代表者としての資質が十分であること。 (介護資格の所持、代表者としての運営実績など) <p>(管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の従業者または訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であることが望ましい。 ・管理者としての資質が十分であること。 (介護資格の所持、管理者としての勤務実績など)
	5	既存法人の運営状況が良好であるか。新設法人の場合は当事業についての知識及び理解を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・市外の法人は姫路市進出の動機等を確認する。 ・新設法人の場合、設立する必然性が申出者の説明により了解できること。
	6	法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の所在地は、姫路市または姫路市周辺にあることが望ましい。 ・利用するに際して、介護保険関係法令以外に制限する規制等はないか。
	7	運営実績	<p>令和5年4月1日現在において、姫路市において訪問介護、訪問看護および居宅介護支援事業所のいずれかの運営実績が3年以上あることが望ましい。</p> <p>姫路市内、市外を問わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営実績があることが望ましい。</p>
資金計画	8	資金調達の方法が確実かつ適正であるか	<p>建築資金計画に不安要素があってはならない。</p> <p>(総事業費から補助金額を除いた金額の2割以上を自己資金(寄付金含む)として確保すること。)</p>
	9	開設後の運転資金が確保されているか	<p>(新設法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。 <p>(既設法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況が健全であること。 ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。

大項目	No.	小項目	内容説明
事業運営	10	長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか	資金(償還)計画が適切であること。収入見込みが過大となっていないこと。
	11	一体型・連携型の別	訪問看護の一体型・連携型の運営方針が明確であること。
	12	必要な人員確保の計画が立っているか	・既存事業からの異動が多いことが望ましい。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。
	13	サービス提供の地域への展開について	・サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅(介護保険の指定施設は除く)における、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われていないか。 ・地域の利用者にもサービス提供が行われるよう努めているか。
	14	事業に必要な機器等の確保について	・利用者情報等を蓄積する機器やオペレーターとの適切な通信手段が備えられているか。 ・高齢者である利用者が使いやすいような仕様になっているか。 ・利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものが望ましい。 (オペレーターからの通報を受信できる、テレビ電話など)
	15	利用者等へ必要な情報提供が行われるか	・財務諸表の公開やサービス内容をわかりやすく表示する等適切な情報提供が図られることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	16	サービスの質の向上策が明確であるか	・自己・外部評価の内容の公表により良質なサービス提供に向けた取り組みが示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	17	利用者等の苦情解決の仕組みが確立されるか	・苦情解決体制についての考えが示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	18	感染症に対する取組について	・新型コロナウイルスを含む感染症を拡大させないための取組が実施されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	19	職員配置および職員運営は適切であるか	<p>(オペレーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数確保できる見込みがあるか。 ・必要な資格を有するものであるかどうか。 ・随時対応における判断能力、的確に対応できる十分な知識、経験のある者かどうか。 <p>(訪問介護員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数確保できる見込みがあるか。 ・定期巡回や随時訪問について、十分な知識と経験を有しているか。 <p>(訪問看護員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数確保できる見込みがあるか。 ・訪問看護について、十分な知識と経験を有しているか。 ・連携型事業所の場合は、事業者間の契約に基づき、十分な連携体制が確保されているか。 <p>(計画作成責任者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数確保できる見込みがあるか。 ・必要な資格を有するものであるかどうか。 ・介護と看護を一体的に提供するために、十分な知識と経験を有しているか。

大項目	No.	小項目	内容説明
建設条件	20	補助内示後、早期の工事着手及び竣工が可能か	・給水、排水、地元住民とのトラブル、その他支障となる案件がないこと。
	21	設備について	・同時複数の随時訪問要請に対して対応できる体制及び設備を有すること。 ・関係者によるケースカンファレンスが行なえる会議室等の確保が望ましい。
立地条件	22	実施地域について	サービスの実施区域が当該圏域の小中学校区を網羅しているか。
	23	用途地域について	当該計画地の用途地域が住宅系の用途地域(※)が望ましい。 ※第一種低層低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	24	施設は住宅地から離れていないか	地域から孤立した施設であってはならず、利便性の良い場所に位置していること。
その他	25	地域包括ケアシステムへの対応について	・地域包括ケアシステムの一員として、地域づくり、街づくりを担う意欲があるか。 ・地域との具体的な交流方法等が計画に盛り込まれているか。 ・地域資源を活用する事業計画となっているか。
	26	地域医療との連携について	・サービス提供にあたり、指導や助言を得られる医療機関等が確保されていること。 ・在宅医療等を行う医療機関、医師等から指導や助言を得られるか。 ・日常的な医療対応は、圏域内で完結する体制となっているか。 ・医療依存度が高い利用者に対してサービスを提供する体制が整っているか。
	27	事業所連絡会について	事業所連絡会(兵庫あんしんネット24)への加入を計画している。
	28	その他、法人独自の取組みがあるか	その他、独自の社会福祉施策など公益性の高い取組みを考えているか。